

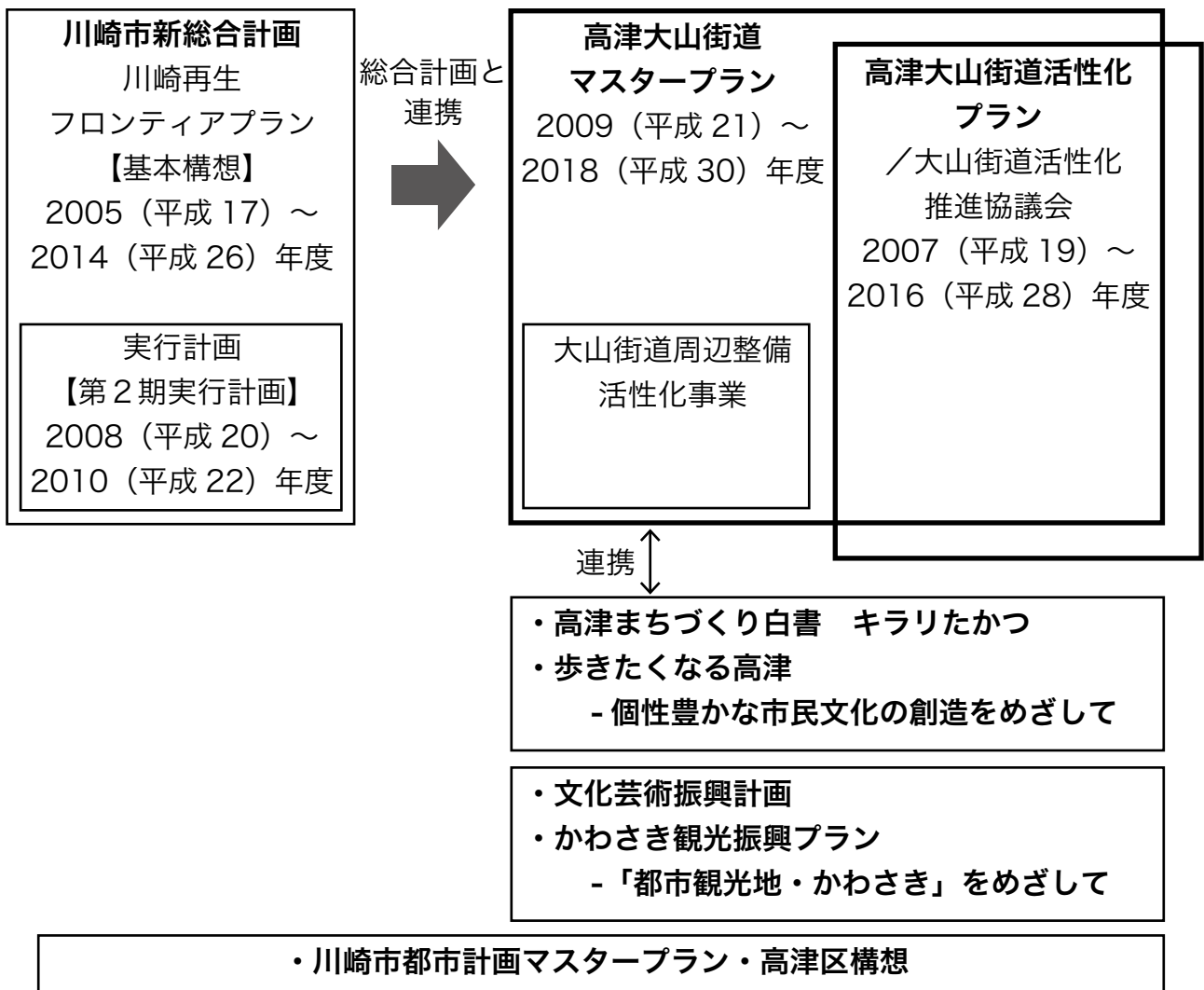
# 1. 高津大山街道マスタープランの位置づけ

## (1) 計画の目的と位置づけ

高津大山街道及び周辺に残っている歴史的・文化的な資源を保全・活用し、魅力的な空間創造と地域活性化を図るため、「高津大山街道マスタープラン」（以後、「マスタープラン」という。）を策定する。

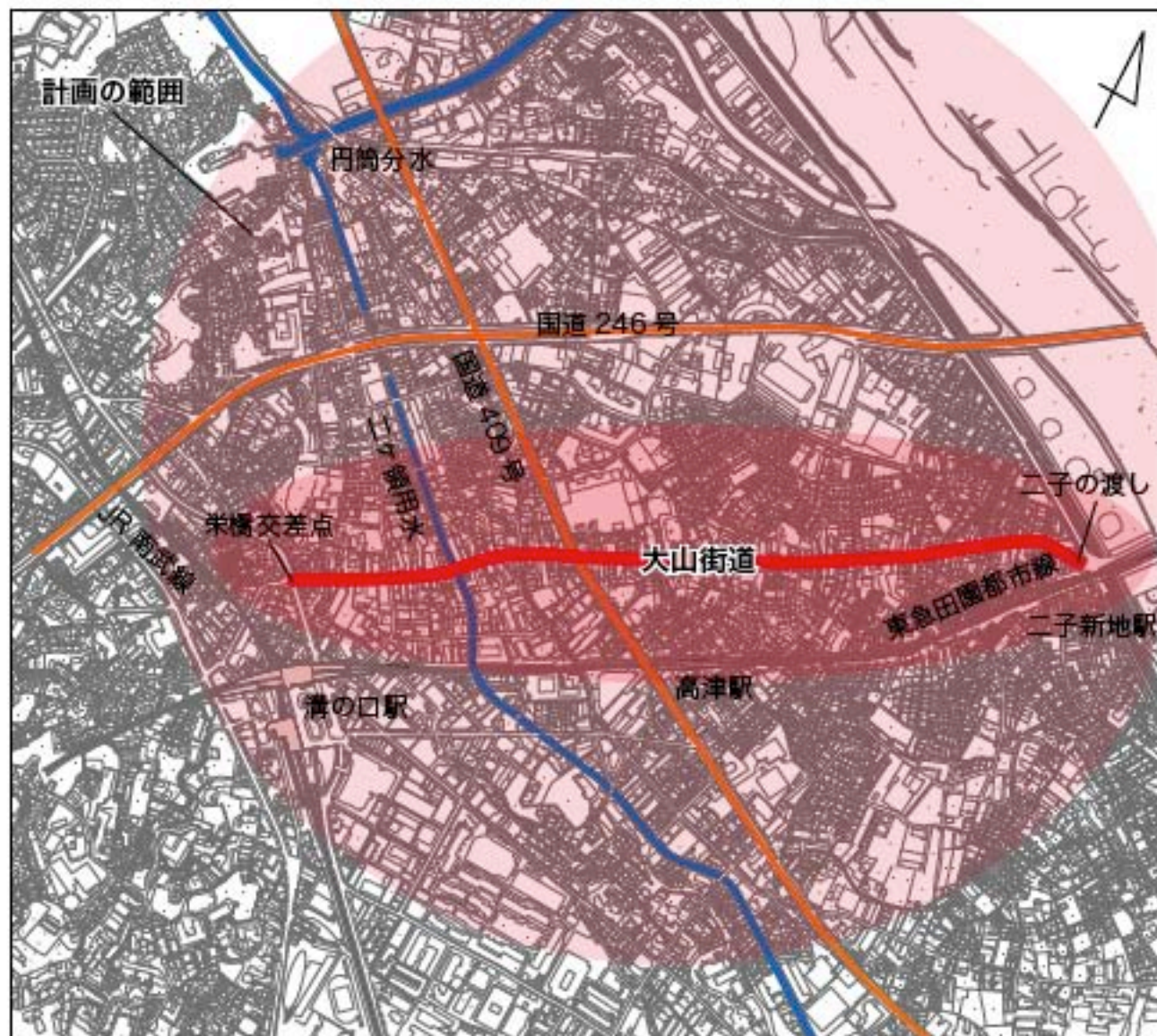
マスタープランは、川崎市新総合計画川崎再生フロンティアプランと連携し、大山街道に関する今後の取り組みの具体的な指針を示す行政計画とする。また、大山街道活性化推進協議会が策定した「高津大山街道活性化プラン」と連動した計画とする。

計画の推進にあたっては、マスタープランに基づき、川崎市新総合計画第2期実行計画における高津区計画事業として大山街道周辺整備活性化事業等を推進する。



## (2) 計画の範囲

マスタープランの範囲は、二子の渡しから栄橋交差点までの約 1.5 キロメートルの大山街道及びその周辺とする。



## (3) 計画の期間

マスタープランの計画期間は、2009（平成 21）～2018（平成 30）年度の前・後期各 5 年とする。

前期計画の期間となる川崎市新総合計画川崎再生フロンティアプラン第 2 期実行計画期間内の 2 年及び第 3 期実行計画期間の 3 年のうち、当初の 2 年を短期的なアクションプログラムと位置づける。また、第 3 期実行計画期間の 3 年間については、その事業内容を第 3 期実行計画策定検討の中で、確定するものとする。

## (4) 計画の構成

マスタープランでは、「高津大山街道の特徴と課題」の把握を基に、「将来像（基本目標）」と将来像を実現するための「基本方針」を定める。また、具体的な推進方策や手順、推進体制については「4. 推進施策」、「5. 推進体制」に示す。

